

居宅介護支援
ケアプランセンター にじいろ 運営規程

第1条（事業の目的）

この規定は、株式会社KATAOKA建設が開設する ケアプランセンター にじいろ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（事業の運営の方針）

当事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプランセンター にじいろ
- (2) 所在地 埼玉県富士見市鶴瀬西3-14-4

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（介護支援専門員） 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

居宅介護支援事業の運営規程

第5条（営業日及び営業時間）

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、土曜日、日曜日、国民の祝日と年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等による連絡は24時間常時可能な体制をとる。

第6条（事業の提供方法、内容及び利用料等）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示上の額）によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接当事業者に支払われない場合は一旦介護報告告示上の額を徴収し、サービス提供証明書を発行する。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

課題の分析について使用する課題分析票は自社方式を用いる。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回のモニタリングの結果を記録する。
- (3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。（必要に応じて居宅）
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、片道1kmあたり 30円

居宅介護支援事業の運営規程

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、富士見市、三芳町とする。

第8条（緊急時等における対応方法）

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

第9条（相談・苦情対応）

当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

第10条（事故発生時の対応）

当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

第11条（高齢者の虐待防止と権利擁護について）

事業者及び介護支援専門員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にいることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努める。

- 2 家族などの養護者により虐待されている高齢者を見つけた場合は、高齢者の生命及び身体に大きな危険が生じている場合にのみ通報義務が課せられていますが、危険性の軽重に関わらず居住されている市区町村に通報する。
- 3 事業者は、利用者の人権擁護や虐待の発生や再発を防止するため、対策検討委員会の開催や指針の整備、研修を実施する。

第12条（個人情報の保護）

事業者は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

居宅介護支援事業の運営規程

- 2 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者およびその家族の了承を得るものとする。

第13条（感染症対策）

事業者は、感染症や非常災害の発生時においても継続的なサービス提供や早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定するとともに、必要な研修および訓練を実施する。

- 2 事業者は、感染症の発生やまん延を防止するため、対策検討委員会の開催や指針の整備、研修および訓練を実施する。

第14条（セクシャルハラスメントの禁止）

事業者は、職場での立場や能力評価が不当に性の違いにより差別されることの無いよう業務遂行する。また、性の違いにより差別的言動を受けることの無いよう、方針の明確化等必要な措置を講ずる。

第15条（訪問介護紹介に関する事項）

訪問介護の提供に際し、国で定めた割合以上を居宅サービス計画に位置付ける場合、また区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等の居宅サービス計画を作成している場合は、妥当性を検討し、理由等を記載すると共に予め市に対し届け出を行う。

第16条（その他の運営についての留意事項）

当事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社KATAOKA建設と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

居宅介護支援事業の運営規程

附則

- この規程は、平成30年 11月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 12月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 16日から施行する。
- この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。
- この規定は、令和 元年 10月 1日から施行する。(消費税増税に伴う形式的変更のみ)
- この規定は、令和 2年 3月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 8月 17日から施行する。(住所変更)